

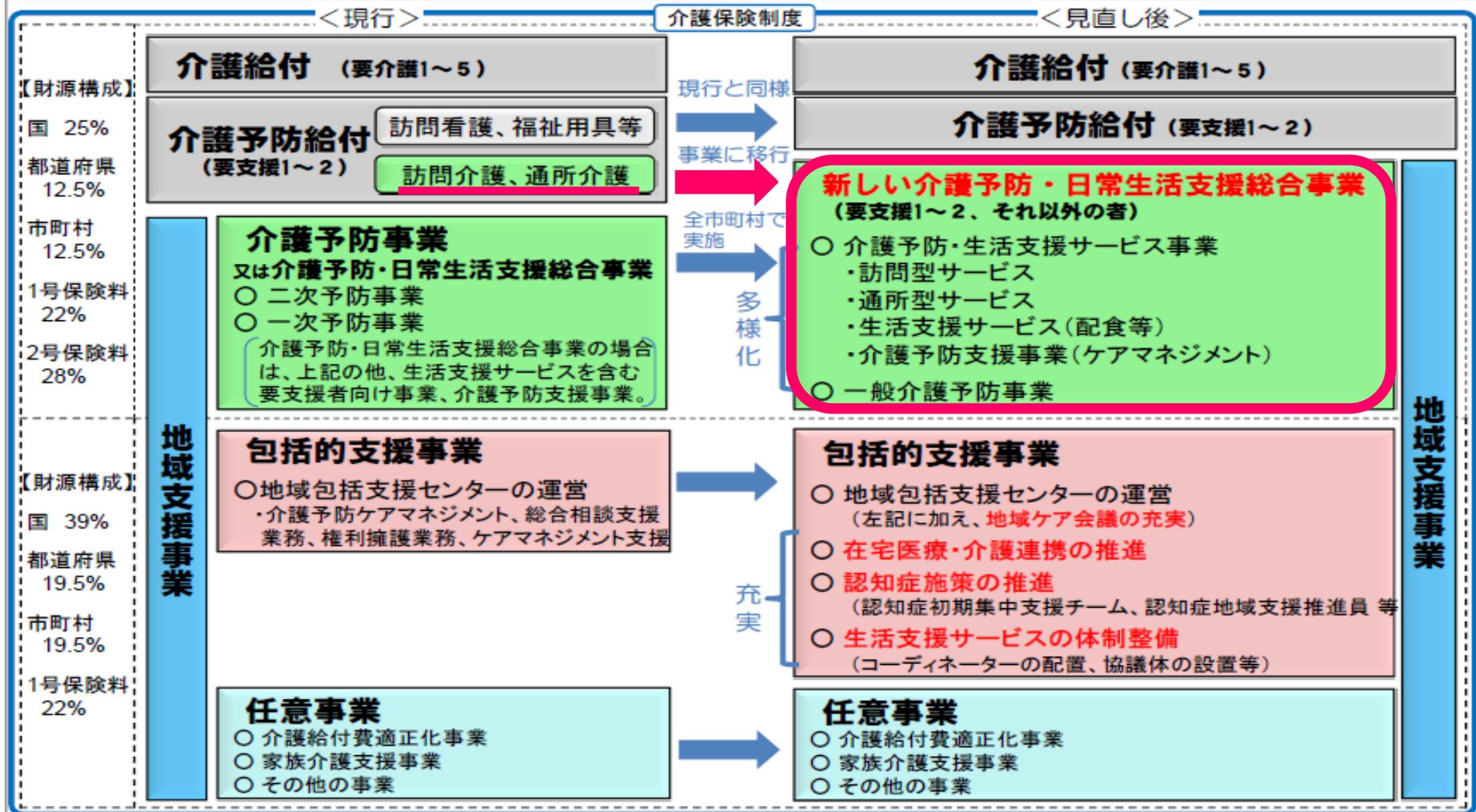
多度津町  
介護予防・日常生活支援総合事業  
について

(事業者向け)

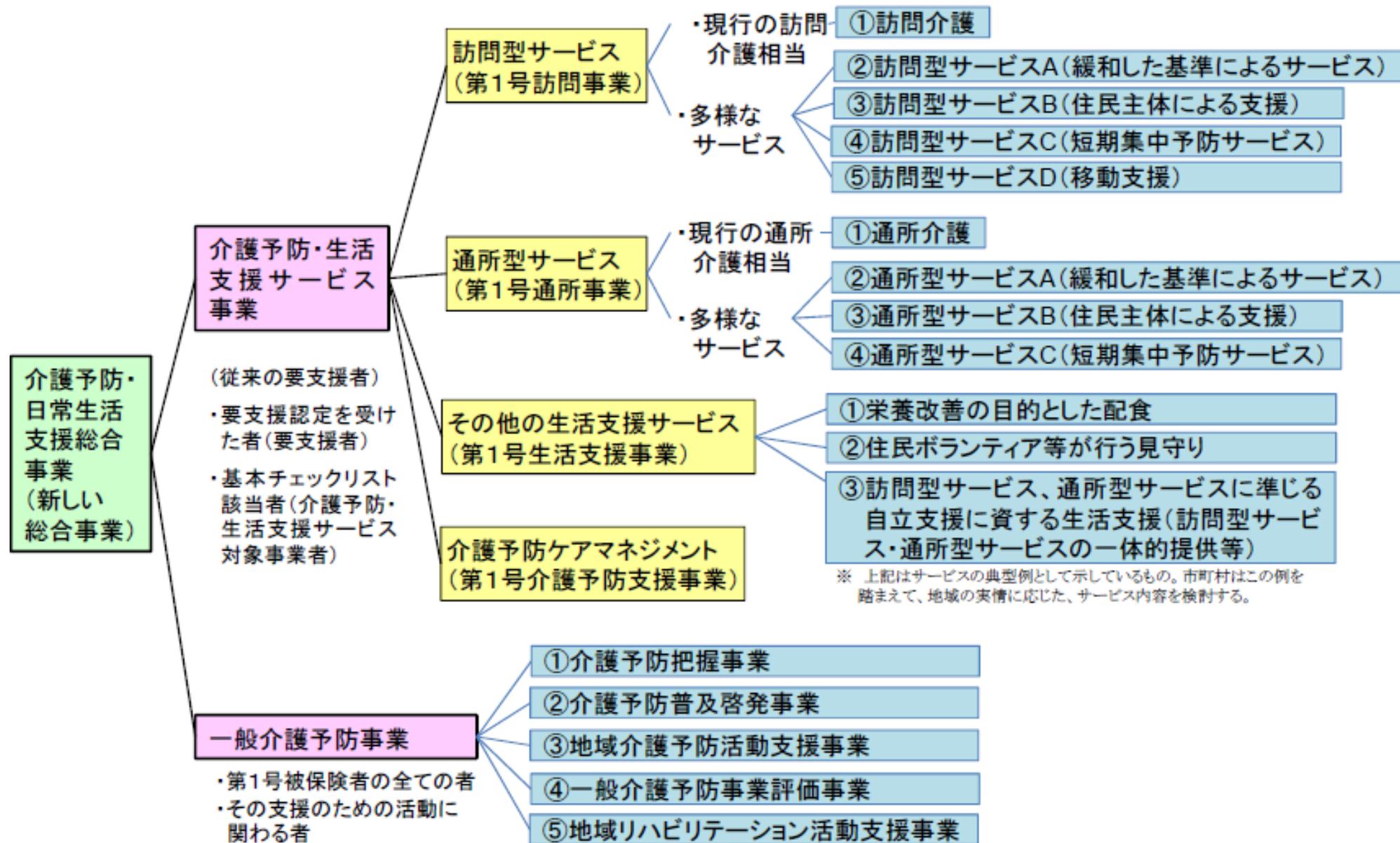
# 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」) がはじまります

- 多度津町では、平成29年4月1日から「総合事業」が始まります。
- 予防給付で行われていた従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、地域支援事業の総合事業の訪問型サービス(第一号訪問事業)と通所型サービス(第一号通所事業)へ移行されます。
- また、これまでのサービスに加えて緩和した基準によるサービスや、住民ボランティアが主体となるサービスも始まります。

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



# (多度津町) 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

< 現行 >

< 平成29年4月~ >

介護給付 (要介護 1~5)

介護予防給付 (要支援 1・2)  
訪問看護・福祉用具等

訪問介護・通所介護

**介護予防事業**

- ◎二次予防事業(基本チェックリスト該当者)
  - ・すまいるライフ教室(転ばん教室)
  - ・食べて健康! 元気教室(元気教室)
  - ・さくら倶楽部(認知症予防教室)
- ◎一次予防事業(一般高齢者)
  - ・いきいきシニアの応援教室
  - ・頭スッキリ、体シャッキリ教室(家中・目の出(書未団地)東白方)
  - ・多度津地区婦人会健康学級
  - ・その他(ひたまり、地区社協、地域サロン等)

**包括的支援事業**

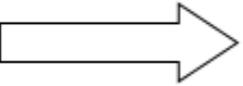
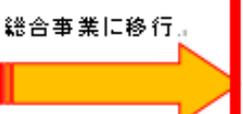
- 地域包括支援センターの運営
- 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

**高齢者福祉サービス** ・生活管理指導 ・軽度生活援助

- ・緊急通報装置貸与事業
- ・ごみ戸別収集事業
- ・寝具類洗濯乾燥消毒サービス
- ・家族介護用品支給事業
- ・「食」の自立支援事業



介護給付 (要介護 1~5)

介護予防給付 (要支援 1・2)  
訪問看護・福祉用具等

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業** (要支援 1・2、サービス事業対象者)

- ◎介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス ①訪問介護(現行の訪問介護相当) …みなし指定事業所、町指定事業所
  - ・通所型サービス ①通所介護(現行の通所介護相当) …みなし指定事業所、町指定事業所
  - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) …町指定事業所
  - ③通所型サービスB(住民主体による支援) …町補助金
- ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- ◎一般介護予防事業
  - ・いきいきシニアの応援教室、頭スッキリ、体シャッキリ教室(家中・目の出(書未団地)東白方)
  - ・多度津地区婦人会健康学級、その他(ひたまり、地区社協、地域サロン等)
  - ・旧二次予防事業(すまいるライフ教室、さくら倶楽部)

**包括的支援事業**

- 地域包括支援センターの運営(左記に加え、地域ケア会議の充実)
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員など)
- 生活支援サービスの体制整備(コーディネーターの配置、協議体の設置など)

**任意事業** ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業

**新たな高齢者福祉サービス**

- ・おもしろい家事支援事業
- ・緊急通報装置貸与事業
- ・ごみ戸別収集事業
- ・寝具類洗濯乾燥消毒サービス
- ・家族介護用品支給事業
- ・おもしろい配食サービス事業

地域支援事業

# 訪問型サービスの種類（多度津町）

	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護 (現行の訪問介護相当サービス)	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	③訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	④訪問型サービスD(移動支援)
サービス内容	現行の訪問介護と同様のサービス ・訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等 ・主に雇用労働者によるサービス提供	住民主体の自主活動として行う生活援助等 ・ボランティア主体によるサービス提供	保健師等による居宅での相談指導等  3～6ヶ月の短期間で行う。	移送前後の生活支援  訪問型サービスBに準じる
対象者とサービス提供の考え方	★要支援認定者及びサービス事業対象者	★平成29年度からの実施は予定していない。			
実施方法	事業者指定 ※平成27年3月31日までに予防訪問介護事業所の指定を受けている事業所は、指定申請は不要。ただし、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日まで。その後は指定更新手続きが必要。 ※平成27年4月1日以降に予防訪問介護事業所の指定を受けている場合は、町へ指定申請が必要。	事業者指定	補助(助成)	直接実施/委託	訪問型Bに準じる

## 通所型サービスの種類（多度津町）

	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護 (現行の通所介護相当サービス)	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
サービス内容	現行の通所介護と同様のサービス ・生活機能向上のための機能訓練 ・食事や入浴などの日常生活上の支援	ミニデイサービス ・運動・レクリエーション等 ・多度津町の介護予防体操 ・送迎 ※基本的に食事・入浴サービスの提供は想定していない。ただし、実費で行うことは可能。	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<p>★要支援認定者及びサービス事業対象者状態像として・・・</p> <p>○生活機能の向上のリハビリやトレーニングを行うことで、改善が見込まれるケース (例)・退院直後、術後、受傷後など</p> <p>○既に現行の通所介護サービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○食事や入浴の介助が必要なケース</p> <p>○緩和した基準によるサービスの利用が難しいケース (例)・認知症の進行等による家族の負担が大きく、長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有するもので、専門的対応を必要とする者</p> <p>※状態等を踏まえながら、安定したり、特別な支援が不要となれば、多様なサービスの利用を促進していく。</p>	<p>★要支援認定者及びサービス事業対象者状態像として・・・</p> <p>○閉じこもり予防、人との交流を目的としたケース</p> <div style="border: 2px solid purple; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p><b>多度津町独自のサービス</b></p> <p>※基準や報酬額が現行相当と異なります。詳しくは、事業所説明会資料をご覧ください。</p> </div>	<p>★事業対象者が中心</p> <p>○住民主体で実施される、自主的な通いの場</p> <div style="border: 2px solid purple; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p><b>多度津町独自のサービス</b></p> <p>※詳しくは、事業所説明会資料をご覧ください。</p> </div>	<p>★平成29年度からの実施は予定していない。</p>
実施方法	事業者指定 ※平成27年3月31日までに予防通所介護事業所の指定を受けている事業所は、指定申請は不要。ただし、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日まで。その後は指定更新手続きが必要。 ※平成27年4月1日以降に予防通所介護事業所の指定を受けている場合は、町へ指定申請が必要。	多度津町の事業者指定(有効期間6年)	補助	

# 総合事業のみなし指定について

- ・平成27年3月31日までに介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けている事業所は総合事業のみなし指定事業となります。総合事業のみなし指定は、全市町村に効力が及びます。
- ・みなし指定の有効期間は、平成27年4月から平成30年3月末までの3年間です。
- ・総合事業への移行期間中である平成27～29年度までの間については、予防給付による指定(介護予防サービス事業者の指定)も残っています。そのため、都道府県による予防給付の指定と、市町村による総合事業の指定の2つの指定を受けることとなります。
- ・みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合は、各市町村ごとの指定更新が必要となります。

# 総合事業への移行スケジュール

■ ■ ■ ■ ■  
予防給付

→  
総合事業

==>  
介護給付

平成28年度

平成29年度

平成30年度

(注意) 移行の時期は、利用者ごとに異なります!

4月 介護予防・日常生活支援総合事業 スタート

3月末 介護予防・日常生活支援総合事業へ移行完了

新規認定

更新認定

更新認定

更新認定  
介護⇒要支援



## 総合事業への移行の留意点

- ・介護予防給付から総合事業への移行は、平成29年4月1日以降に認定を受けられた方から順次行います。
- ・平成29年3月31日までにサービスを利用されている方は、平成29年4月1日以降の認定更新から、総合事業に移行します。
- ・平成30年3月31日に総合事業への移行が完了します。
- ・総合事業への移行に伴い、運営規定、重要事項説明書、契約書などの書類の整備が必要となります。(サービス表記の変更が必要)

# 総合事業の対象者

★総合事業のサービスによって対象者が異なります

## ①介護予防・生活支援サービス事業

- (内容) ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

- (対象者) ・介護保険の要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストで対象者と認定された方

## ②一般介護予防事業

- (内容) ・さくら倶楽部(認知症予防教室)
- ・すまいるライフ教室(運動教室)
- ・地域サロンでの介護予防教室など

- (対象者) 65歳以上のすべての方

# 相談からサービス利用までの流れ

